

国際知財司法シンポジウム2024
The Judicial Symposium on Intellectual Property /TOKYO2024
(JSIP2024)

模擬口頭審理 Mock Oral Proceedings

事例説明 Case Explanation

2024年10月25日

October 25, 2024



事件の概要

事件の概要

- **Pony社（特許権者）** は、発明の名称を「蓋体」とする本件発明の特許権を所有。
- 本件発明は、電子レンジで加熱可能な保存容器に用いられる蓋体に関する。
- **Rabbit社（請求人）** は、次の**無効理由 1 及び 2** を主張して**特許無効審判**を請求。
- **口頭審理**において、Pony社（特許権者）は、甲 4 号証に記載された発明（甲 4 発明）の発明者の**証人尋問**を請求。

1. 無効理由 1 公然実施発明に基づく新規性欠如

甲 1 号証：mouse社の製品「保存容器M」についての通販サイトのアーカイブ

甲 2 号証：「保存容器M」について記載された個人のブログ

甲 3 号証：「保存容器M」についてのレビューサイト

2. 無効理由 2 文献記載発明に基づく進歩性欠如

甲 4 号証：発明コンテストの結果が記載されたX市の広報誌



本件特許の概要（技術分野、課題）

技術分野

- 収容された食材を電子レンジで加熱可能な**保存容器**（【0001】）

発明が解決しようとする課題

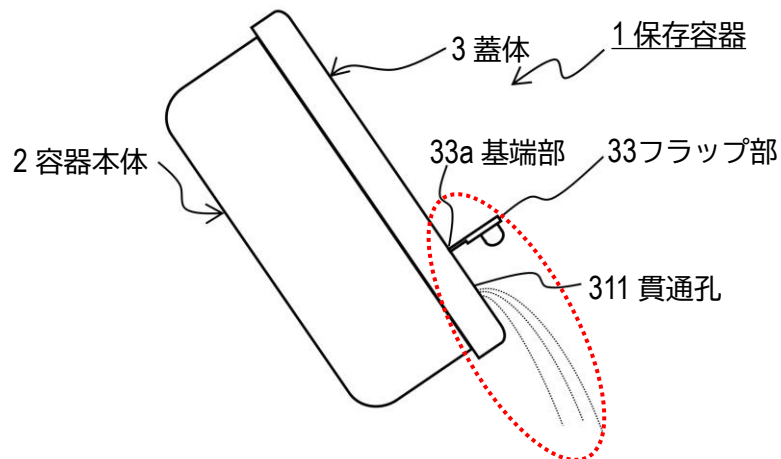
- 貫通孔911から水分を排出させるために傾けると、フラップ部93が貫通孔911の下方に位置するため、貫通孔911から排出された**水分がフラップ部に当たって飛び散ってしまう**。（【0011】、図8）

課題を解決するための手段

- フラップ部は、自然状態では突起が貫通孔から離間し、貫通孔の閉塞状態が突起によって維持されるように構成されている。**貫通孔は、蓋体の平面視においてフラップ部の基端部よりも外側に形成されている**。（【0013】、図4）

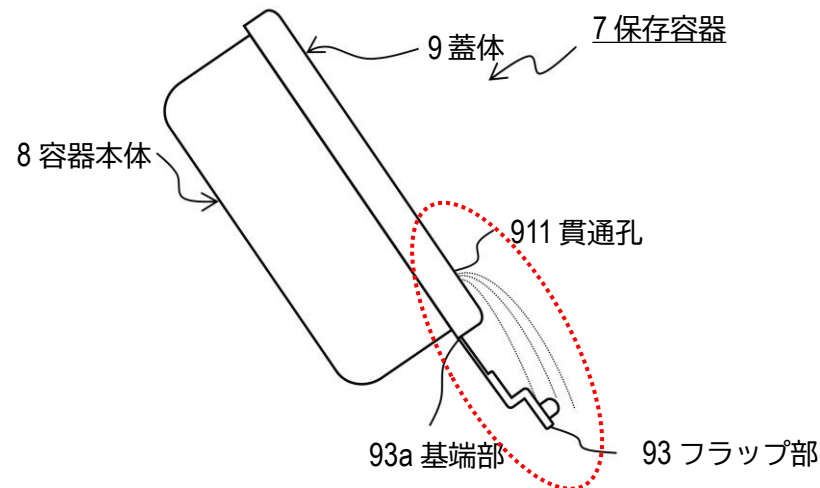
本件発明

【図4】実施形態の保存容器で貫通孔から水分を排出した状態を示す図



従来技術

【図8】従来技術の保存容器で貫通孔から水分を排出した状態を示す図

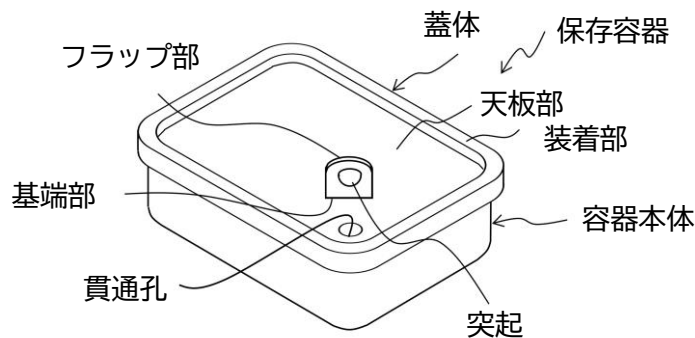


本件特許の概要（特許請求の範囲）

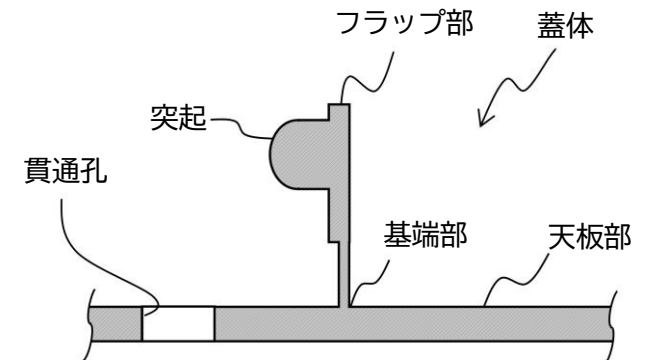
本件発明の特許請求の範囲

- A 収容された食材を電子レンジで加熱可能な保存容器に用いられる**蓋体**であって、
- B 収容空間を形成する容器本体の開口を覆う部分であって、**貫通孔**が形成された**天板部**と、
- C 前記天板部の外周に設けられた部分であって、前記容器本体における前記開口を形成する上縁部に装着可能に構成された**装着部**と、
- D 前記天板部に対して回転するように弾性変形可能に設けられた部分であって、前記貫通孔を閉塞可能な**突起**を有する**フラップ部**と、
を備え、
- E 前記フラップ部は、自然状態では前記突起が前記貫通孔から離間し、前記貫通孔の閉塞状態が前記突起によって維持されるように構成され、
- F 前記貫通孔は、前記蓋体の平面視において前記フラップ部の基端部よりも外側に形成されている、
- G **蓋体**。

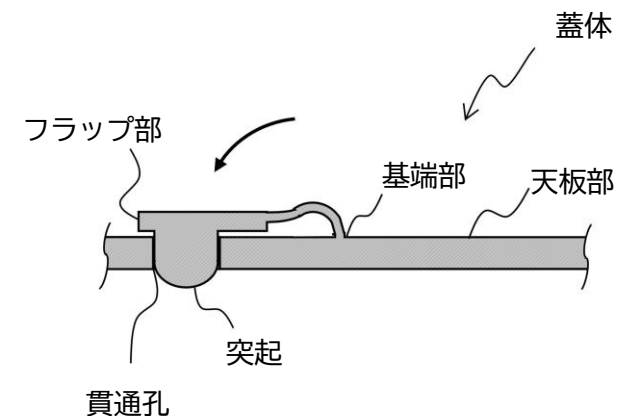
【図 1】実施形態の保存容器の斜視図



【図 3 A】貫通孔が開放された状態



【図 3 B】貫通孔が閉塞された状態



無効理由 1 の概要

無効理由 1 公然実施発明に基づく新規性欠如

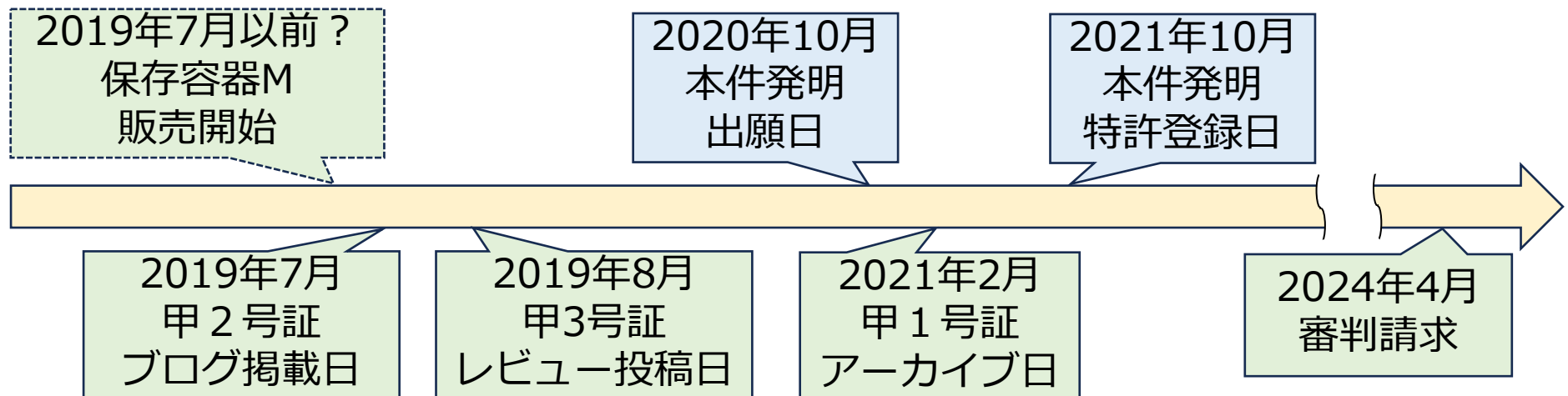
請求人による証拠

甲 1 号証：mouse社の製品「保存容器M」についての通販サイトのアーカイブ

甲 2 号証：「保存容器M」について記載された個人のブログ

甲 3 号証：「保存容器M」についてのレビューサイト

- 甲 1 号証にはmouse社の製品「保存容器M」の詳細な情報が記載されており、当該記載から認定される発明は本件発明と同一である。しかしながら、同製品の販売開始日等は記載されておらず、アーカイブされた日付は本件特許の出願後である。
- 甲 2 号証及び甲 3 号証には、いずれも、本件特許の出願前の日付と同製品の具体的な情報が記載されているが、新規性欠如の主張に必要な情報（フラップ部の形状特定に必要な断面図）までは記載されていない。
- mouse社は既に倒産しており、同社から同製品に関する情報等は入手できない。
- 請求人は、まず、甲 2 号証及び甲 3 号証に基づいて、同製品が本件特許の出願前に販売されたものであると主張した。そして、同製品は甲 1 号証の記載によって特定される発明（甲 1 発明）であり、甲 1 発明に基づく新規性欠如を理由に本件特許は無効であると主張した。



無効理由 1 の証拠（甲 1 号証）①

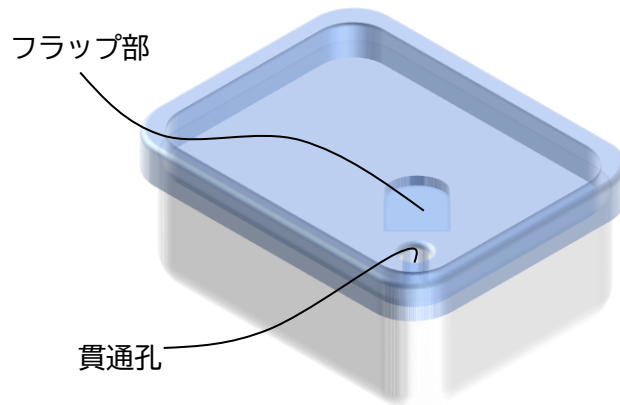
甲 1 号証（mouse社の通販サイト①）

製品名：保存容器M

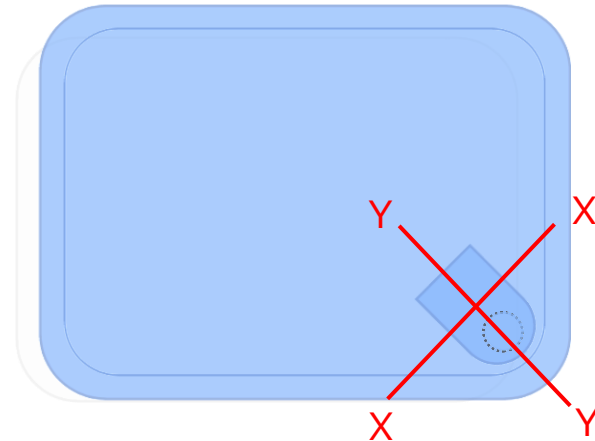
製品情報：

- ・長さ18cm×幅12cm×高さ5cm
- ・加熱時の蒸気は貫通孔から排出されるため、蓋が外れる心配なし
- ・電子レンジで使用する際にはフラップ部を開いておく

斜視図（自然状態）



平面図（閉塞状態）

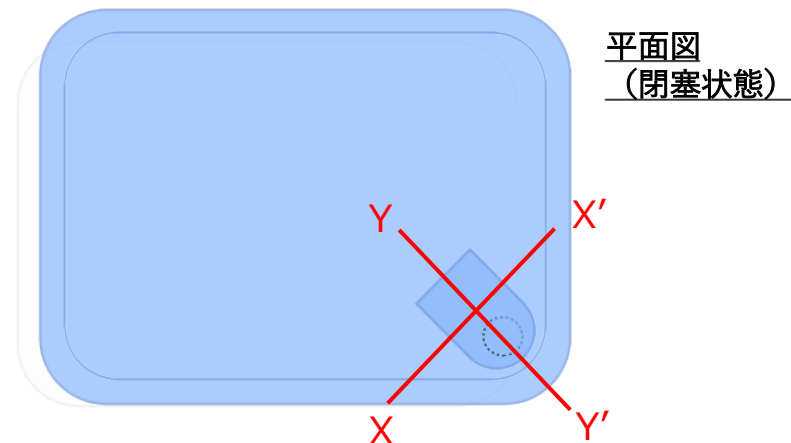
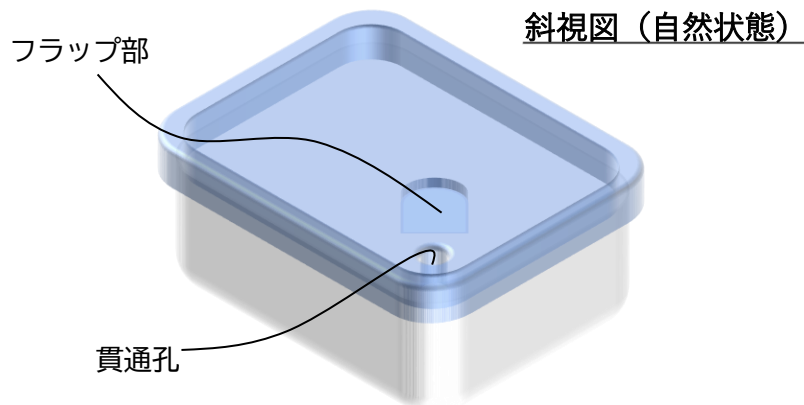


甲 1 号証のポイント

- ・ 甲 1 号証から認定できる発明は本件発明と**同一**
- ・ **本件特許の出願後**に取得されたアーカイブ
- ・ **販売開始時期に関する記載無し**

無効理由 1 の証拠 (甲 1 号証) ②

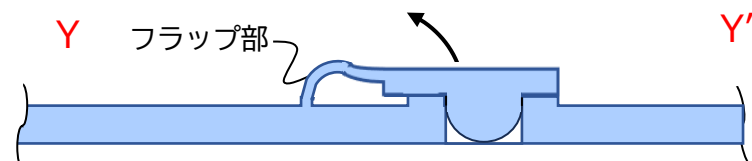
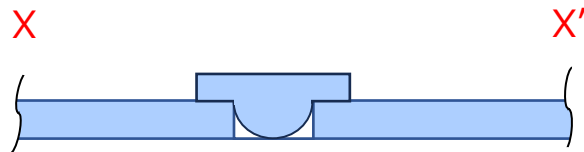
甲 1 号証 (mouse社の通販サイト②)



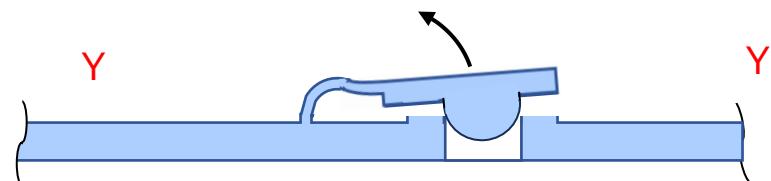
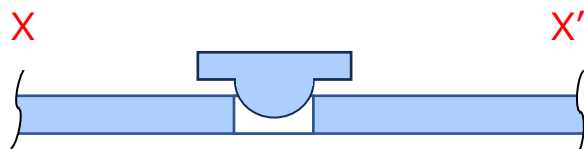
[X-X'断面]

[Y-Y'断面]

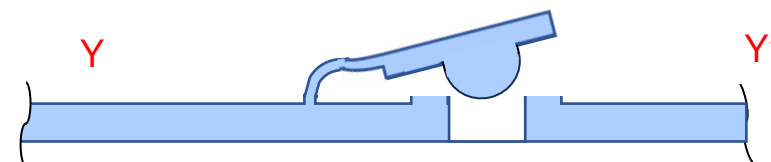
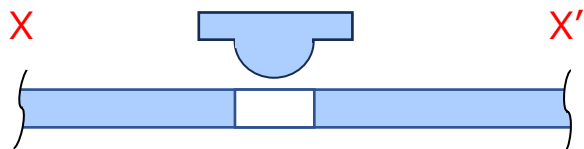
[閉塞状態]



[中間状態]



[自然状態]



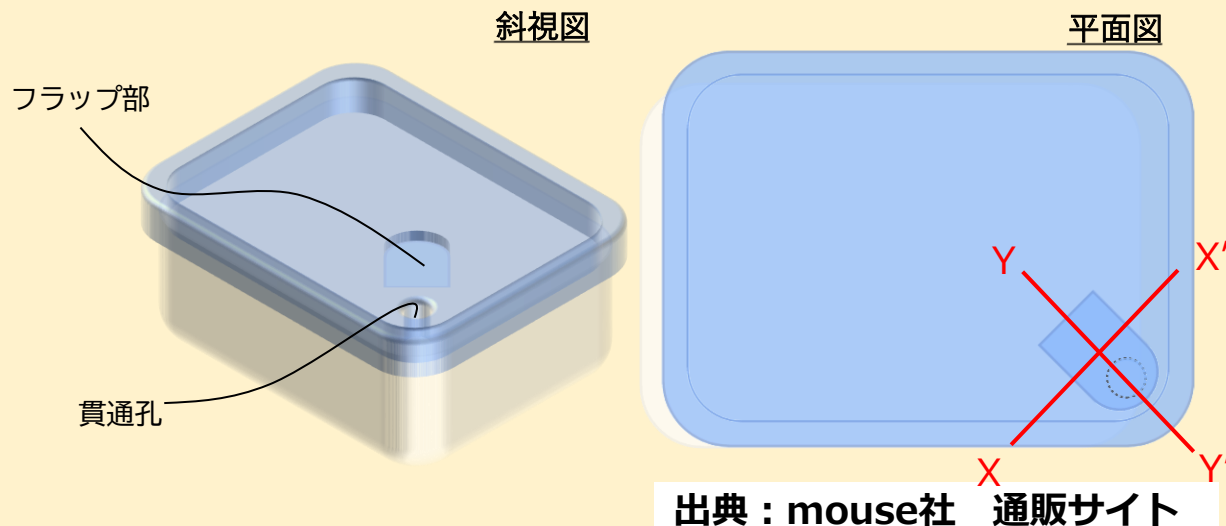
無効理由 1 の証拠 (甲 2 号証)

甲 2 号証 (個人ブログ)

製品名：保存容器M

製品情報：

- ・長さ18cm×幅12cm×高さ5cm
- ・加熱時の蒸気は貫通孔から排出されるため、蓋が外れる心配なし
- ・電子レンジで使用する際にはフラップ部を開いておく



2019年7月6日

今日はmouse社さんの保存容器を紹介します。
最近、作り置きをする機会が増えてきたため、質の高い保存容器を探していたところ、こちらの商品に出会いました！
これまで似たような商品を色々使ってきましたが、こちらの商品はレンジ使用時の蒸気をしっかり排出する貫通孔が良く機能してくれます。

甲 2 号証のポイント

- ・「製品名」、「商品情報」、「斜視図」、「平面図」は甲 1 号証と全く同じ（出典も明記）
- ・「断面図」は掲載されていない

無効理由 1 の証拠 (甲 3 号証)

甲 3 号証 (レビューサイト)

製品名：保存容器M

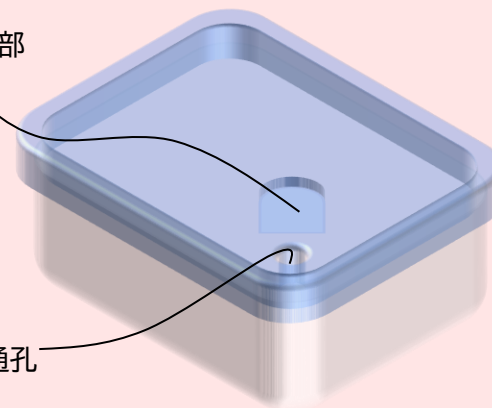
製品情報：

- ・長さ18cm×幅12cm×高さ5cm
- ・加熱時の蒸気は貫通孔から排出されるため、蓋が外れる心配なし
- ・電子レンジで使用する際にはフラップ部を開いておく

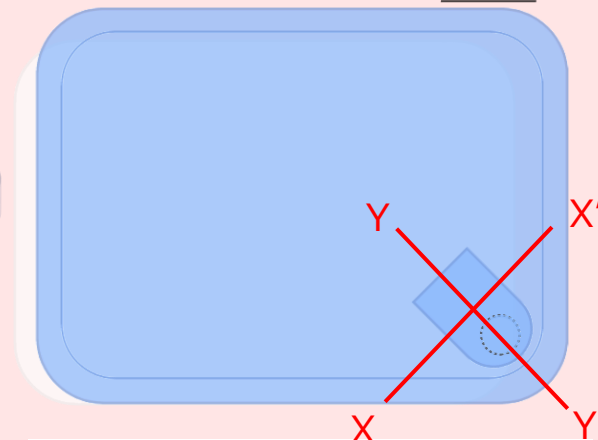
フラップ部

貫通孔

斜視図



平面図



出典：mouse社 通販サイト

●2019年8月6日 (XXさん)

【総合評価】 ☆ ☆ ☆

【価格】 ☆ ☆ ☆ ☆

【レビュー】

- ・類似商品と比較すると割安です。

●2019年8月18日 (YYさん)

【総合評価】 ☆ ☆ ☆ ☆ ☆

【価格】 ☆ ☆ ☆ ☆ ☆

【レビュー】

- ・最高の保存容器です。

甲 3 号証のポイント

- ・「製品名」、「商品情報」、「斜視図」、「平面図」は甲 1 号証と全く同じ (出典も明記)
- ・「断面図」は掲載されていない

両当事者の主張（発明の公然実施日）

請求人側

請求書

甲2のブログや甲3のレビューサイトに日付が記載されていることから、これらのウェブページにおいてレビューされた製品（保存容器M）は遅くとも2019年8月18日には販売されたと主張。

被請求人側（特許権者）

答弁書

ブログやレビューサイトの投稿内容はいつでも容易に編集することができるため、甲2のブログや甲3のレビューサイトは、レビューされた製品が2019年8月18日よりも前に販売された証拠とはなり得ない旨を主張。

口頭審理

請求人側の主張

甲2のブログは個人作成、甲3のレビューサイトは企業作成であり、両者の作成主体は異なる。仮に一方のページに記載されている日付が正しくないとしても、記載されている日付が両方とも正しくない可能性は極めて低いから、レビューされた製品は遅くとも2019年8月18日以前に販売されたといえる。また、両者ともに甲1を参照元とした同一の製品情報、図面を含むことから、レビューされた製品は甲1発明と同一である。

被請求人の主張

一般的なブログ及びレビューサイトは、記載された内容を投稿日後においても、容易に編集することができる。
また、甲2のブログの作成者や甲3のレビューの投稿者の身元が定かでないから、記載されている内容の信憑性は低い。
したがって、甲2及び甲3は当該製品が2019年8月以前に販売されたことを示す証拠として採用するに値しない。

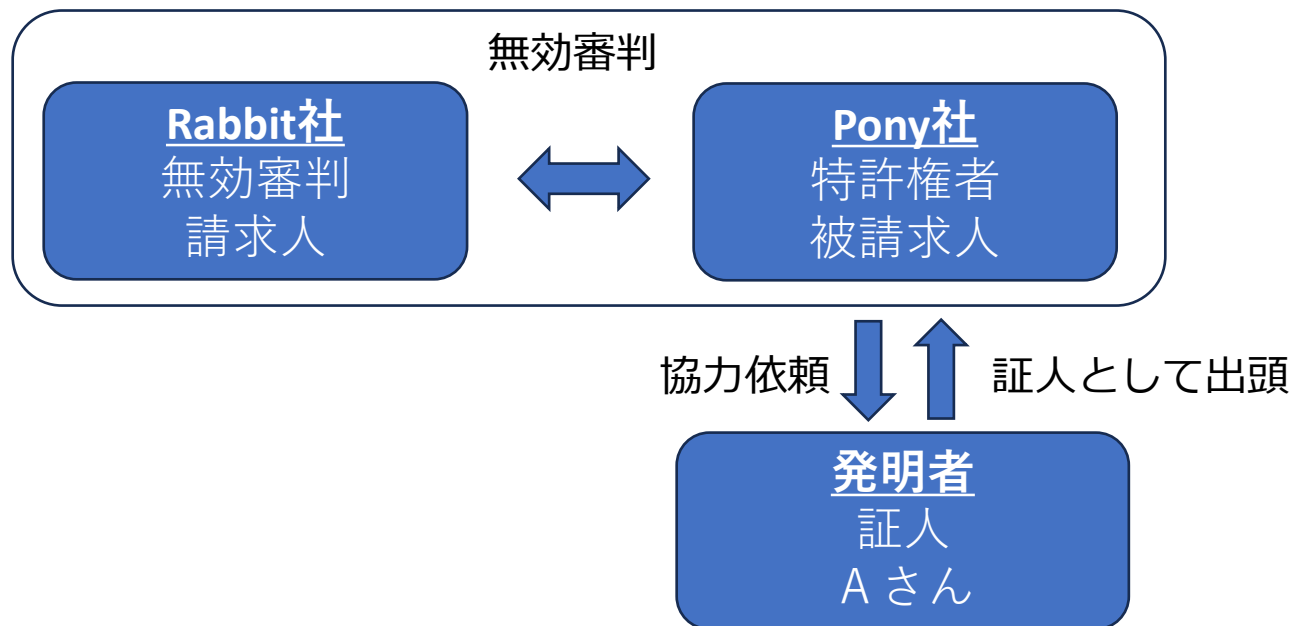
無効理由 2 の概要

無効理由 2 進歩性欠如

請求人による証拠

甲 4 号証：発明コンテストの結果が記載されたX市の広報誌

- 甲 4 号証には、X市で開催された発明コンテストについて、入賞作品である「保存容器S」の**詳細な情報**と、**審査員の講評**が記載されていた。当該広報誌の発行は**本件特許の出願前**である。
- 当該発明コンテストにおいては、書類選考を通過した入賞候補作品について、地元企業が試作品を製作し、審査員（大学教授）による試作品の試用を経て、入賞作品が決定された。
- 請求人は、甲 4 号証に記載された発明（甲 4 発明）は自明な課題を有しており、当該課題を解決するために周知技術を適用することで本件発明を容易に想到し得たとして、本件特許は無効であると主張した。
- これに対して、特許権者は、「保存容器S」の発明者が当該課題を認識していなかったことを証明するために、発明者である A さんの証人尋問を請求した。



無効理由2の証拠（甲4号証）①

甲4号証（X市広報誌①）

入賞発明品名：保存容器S

発明者：Aさん（X市在住）

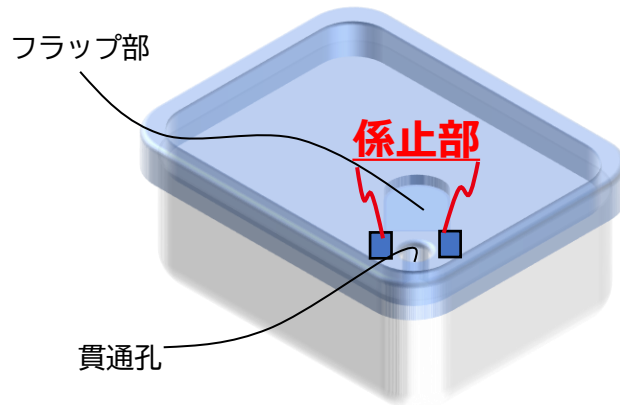
発明品の概要：

- ・耐熱プラスチック製の食品保存容器
- ・電子レンジで使用する際にはフラップ部を開いておくことで、加熱時の蒸気が貫通孔から排出されるため、蓋が外れる心配がありません。

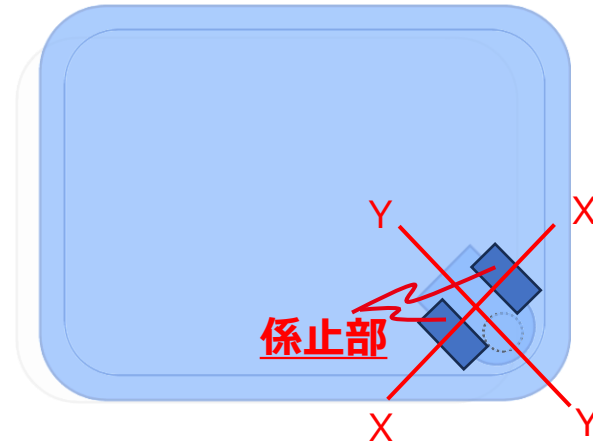
審査委員（大学教授P）による講評：

貫通孔とフラップ部によって、電子レンジでの加熱がしやすいというのが良いアイデアでした。ただし、**フラップを閉塞状態にしても、容器を傾けた際に貫通孔から液漏れすることがあった**ため、その点が改良されていればもっと良かったです。

斜視図（自然状態）

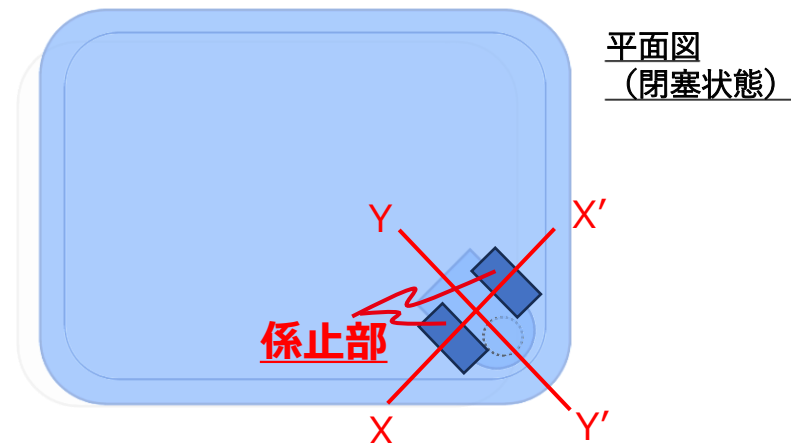
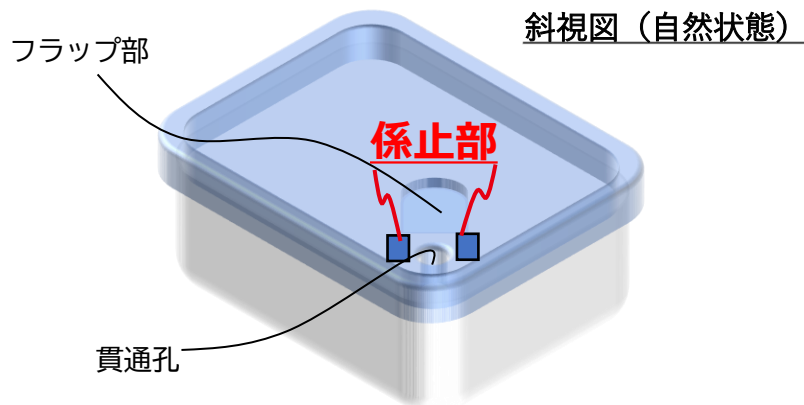


平面図（閉塞状態）



無効理由2の証拠（甲4号証）②

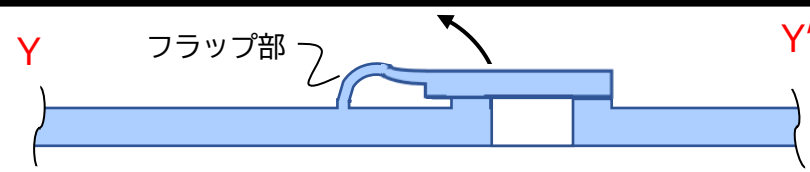
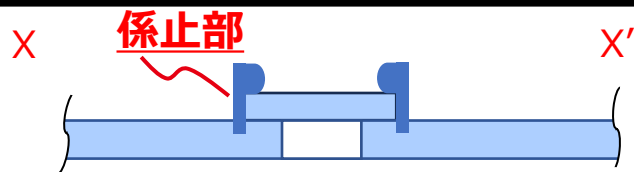
甲4号証（X市広報誌②）



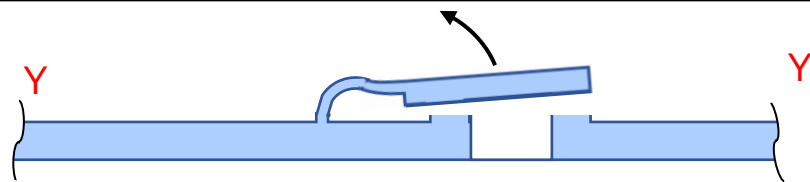
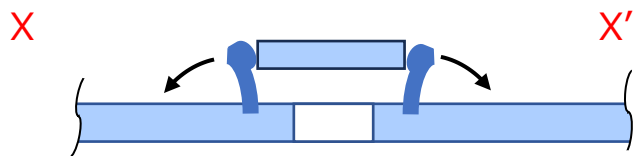
[X-X'断面]

[Y-Y'断面]

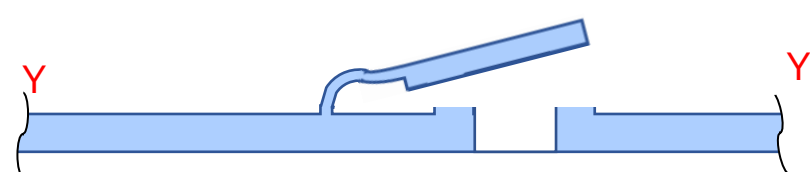
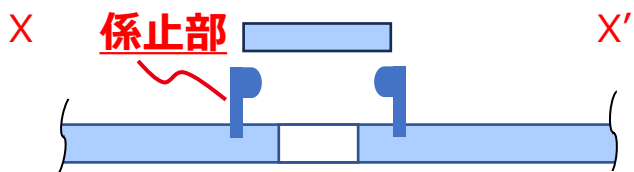
[閉塞状態]



[中間状態]



[自然状態]



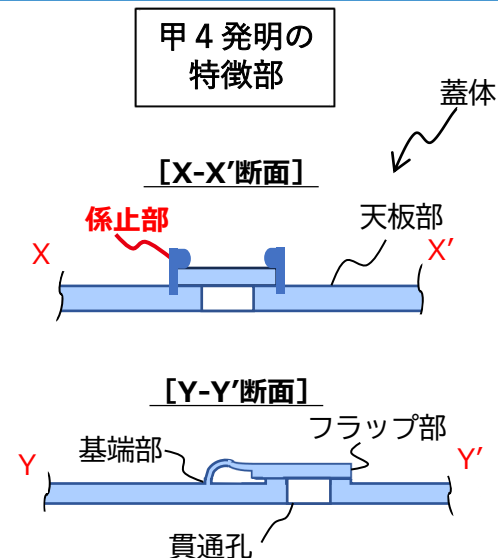
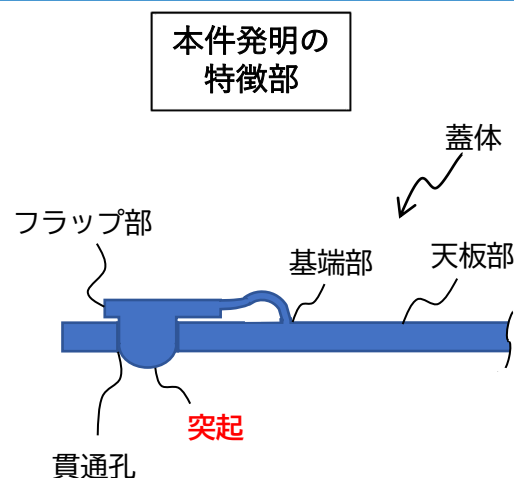
甲4発明及び甲4発明と特許発明との相違点

甲4発明（甲4号証に基づいて認定される発明）

- A 収容された食材を電子レンジで加熱可能な保存容器に用いられる蓋体であって、
B 収容空間を形成する容器本体の開口を覆う部分であって、貫通孔が形成された天板部と、
C 前記天板部の外周に設けられた部分であって、前記容器本体における前記開口を形成する上縁部に装着可能に構成された装着部と、
D' 前記天板部に対して回転するように弾性変形可能に設けられた部分であって、前記貫通孔を閉塞可能な**フラップ部**と、
前記天板部上に形成された係止部と、
を備え、
E' 前記フラップ部は、自然状態では**前記フラップ部**が前記貫通孔から離間し、前記貫通孔の閉塞状態が**前記係止部**によって維持されるように構成され、
F 前記貫通孔は、前記蓋体の平面視において前記フラップ部の基端部よりも外側に形成されている、
G 蓋体。

本件発明と甲4発明の相違点

	本件発明	甲4発明
突起	あり	なし
貫通孔の閉塞	突起	フラップ部
係止部	なし	あり
貫通孔の閉塞状態	突起によって維持	係止部によって維持



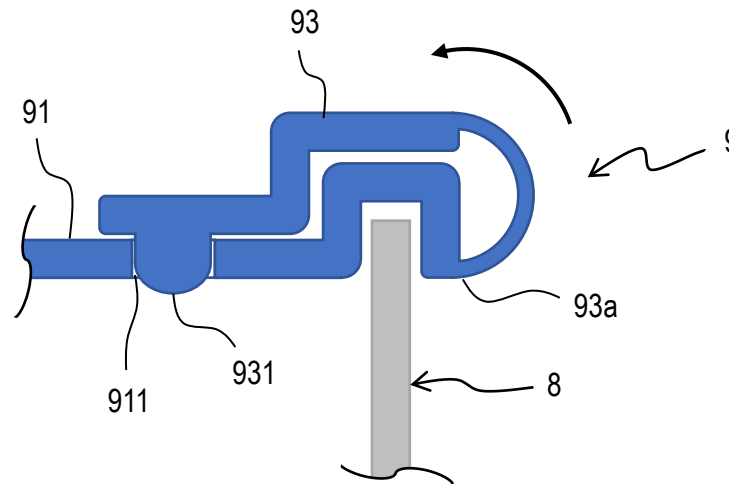
周知技術

本件特許発明の明細書（段落【0009】や【図7B】）には【背景技術】として、保存容器において、蓋に形成された貫通孔911にフラップ部93の突起931を嵌合して閉塞状態とすることが記載されているところ、

「貫通孔からの液体漏れを防ぐために、自然状態では突起が貫通孔から離間し、貫通孔の閉塞状態が突起によって維持されるフラップ部を設けること。」は、本件特許の出願前に周知の技術であった。

（注）この事項が周知技術であることは前提とする。

【図7B】 貫通孔が閉塞された状態における従来技術の蓋体の部分断面図



両当事者の主張と証人尋問（液漏れの課題）

請求人側

請求書

甲4号証の講評において液漏れの課題が指摘されているように、保存容器における液漏れ防止は専門家でなくても気づく課題であるのだから、**当業者であれば当然認識したであろう自明な課題**である。当該課題を解決するために、甲4発明に周知技術を適用することは当業者が容易になし得たことである。

被請求人側（特許権者）

答弁書

甲4発明は係止部を備え、貫通孔の閉塞状態においてフラップ部を係止する機能を十分に具備しているから、これを変更する動機付けは存在しない。また、**甲4号証の講評において指摘されている液漏れは、発明者が想定していなかったものであって、甲4発明において、当業者が液漏れの課題があること認識できた証拠とはいえない。**

口頭審理：「保存容器S」の発明者（Aさん）の証人尋問（課題の認識）

請求人尋問

（問3）保存容器における液漏れ防止を一般的な課題として認識していたか。

（答3）「保存容器S」は、電子レンジで加熱する際に蒸気を貫通孔から排出するという課題を解決するための発明である。**貫通孔からの液漏れが「保存容器S」において問題になるとは認識していなかった。**

被請求人尋問

（問1）液漏れの課題を、「保存容器S」の発明時に認識していたか。

（答1）貫通孔から液体が漏れるような使い方がされることは想定外であり、**その課題は認識していなかった。**

（問2）甲4号証の講評において液漏れの課題が指摘されている。その指摘を読んで、どう考えたか。

（答2）液漏れは想定外の使用方法による結果である。**講評は専門家でない審査委員による的外れな指摘であり、納得できなかった。**